

# 小規模企業共済制度の剰余金の取扱いについて

～ 共済財政の安定化・健全化を図る ～

平成27年12月

中小企業庁

# 1. 問題意識（共済財政の状況）

## ① キャッシュフローの状況

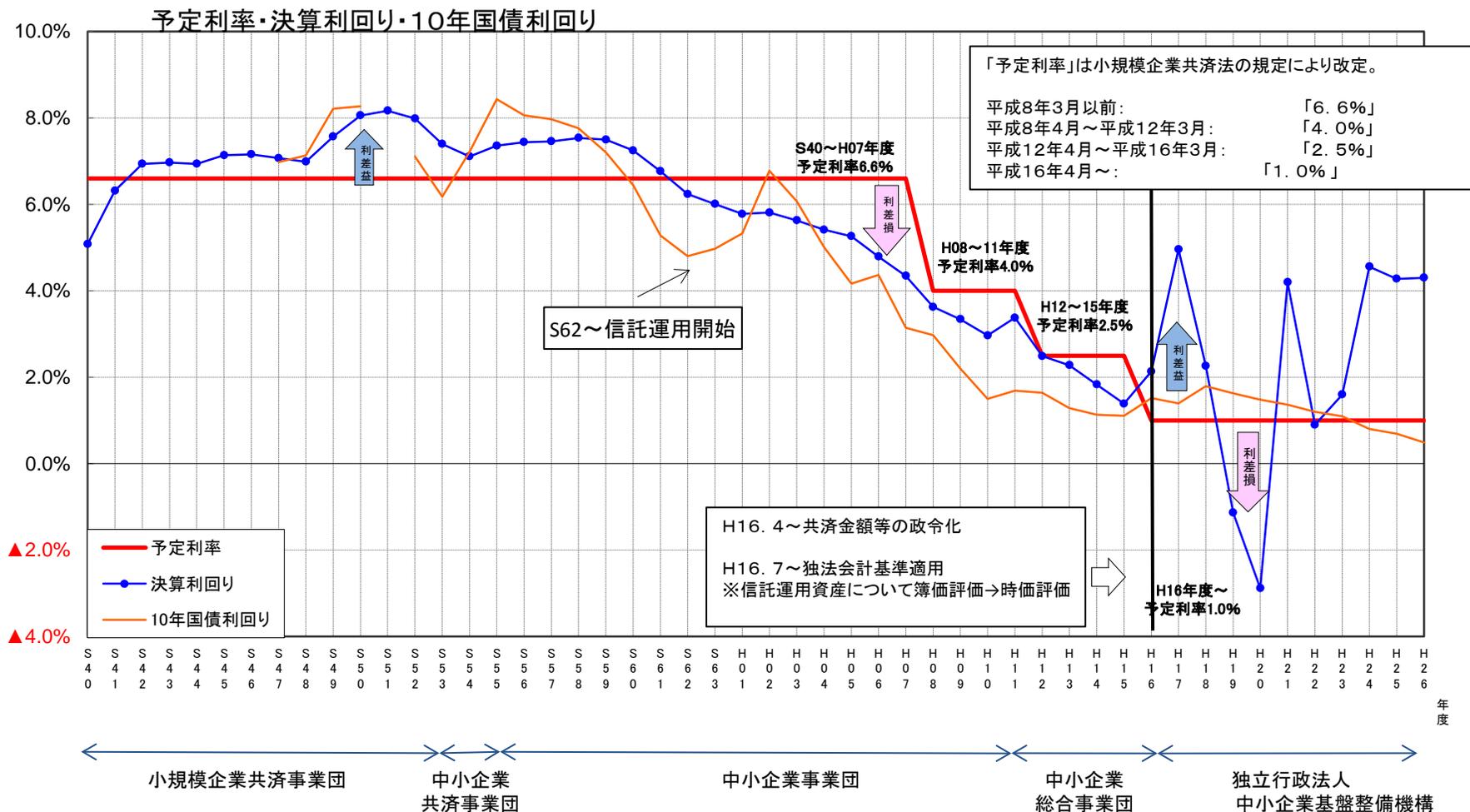
- 小規模企業共済制度は、共済契約者自身の掛金を原資として、予め定められた共済金を支給する確定給付型の制度。現状では、共済金等の支給額に対して掛金と債券等の利金収入・償還金が大幅に上回っており、キャッシュフローは安定している状態。

（金額単位：億円）

|                       | H16年度<br>7月～3月<br>(9ヶ月) | H17年度 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 |
|-----------------------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 掛金収入(a)               | 3,838                   | 5,068 | 5,135 | 5,213 | 5,239 | 5,157 | 5,156 | 5,260 | 5,332 | 5,437 | 5,597 |
| 共済金支出(b)<br>(解約手当金含む) | 3,660                   | 5,467 | 5,644 | 5,849 | 6,423 | 6,442 | 5,976 | 6,105 | 6,408 | 5,775 | 5,553 |
| 国内債券（簿価）利金等<br>収入(c)  | 660                     | 910   | 898   | 917   | 959   | 950   | 966   | 977   | 977   | 981   | 990   |
| 差引(=a-b+c)            | 838                     | 510   | 390   | 281   | ▲ 226 | ▲ 336 | 146   | 132   | ▲ 99  | 644   | 1,034 |
| 国内債券（簿価）償還金           | 4,713                   | 7,684 | 6,298 | 4,848 | 4,840 | 4,586 | 4,453 | 4,558 | 4,769 | 4,436 | 4,299 |

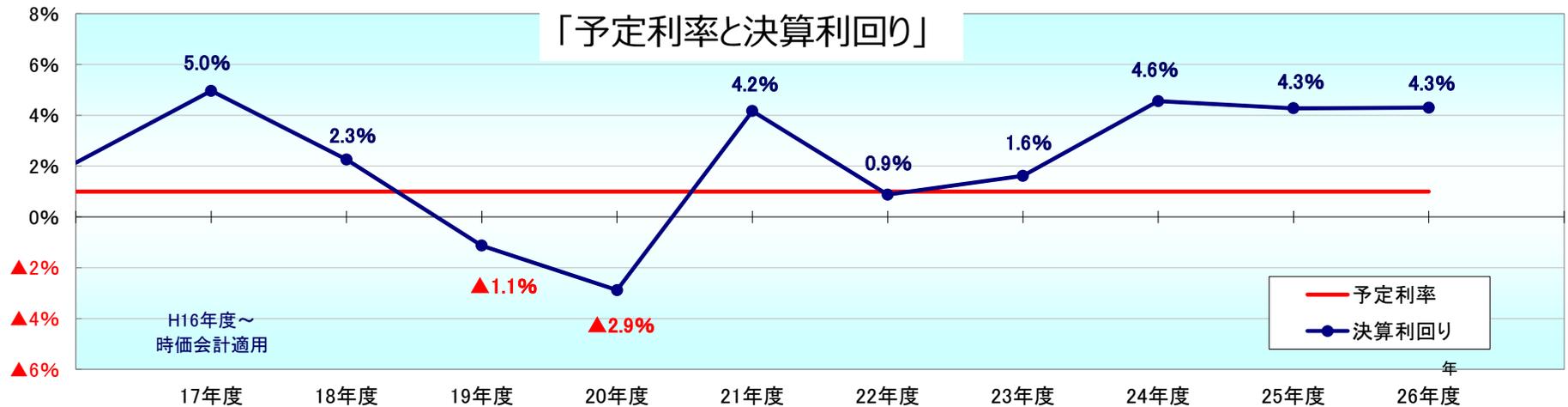
## ②小規模企業共済制度の予定利率の見直し

- 掛金やその運用益で構成される共済資産については、安全かつ効率的な運用を実施。具体的には、国内外の債券や株式などの金融資産に対して分散投資を実施。
- 小規模企業共済制度の予定利率（共済金額の支給の際に、掛金総額に対して上乗せする率）は、1.0%。創設時（昭和40年）は6.6%だったが、これまでに3度引き下げ。



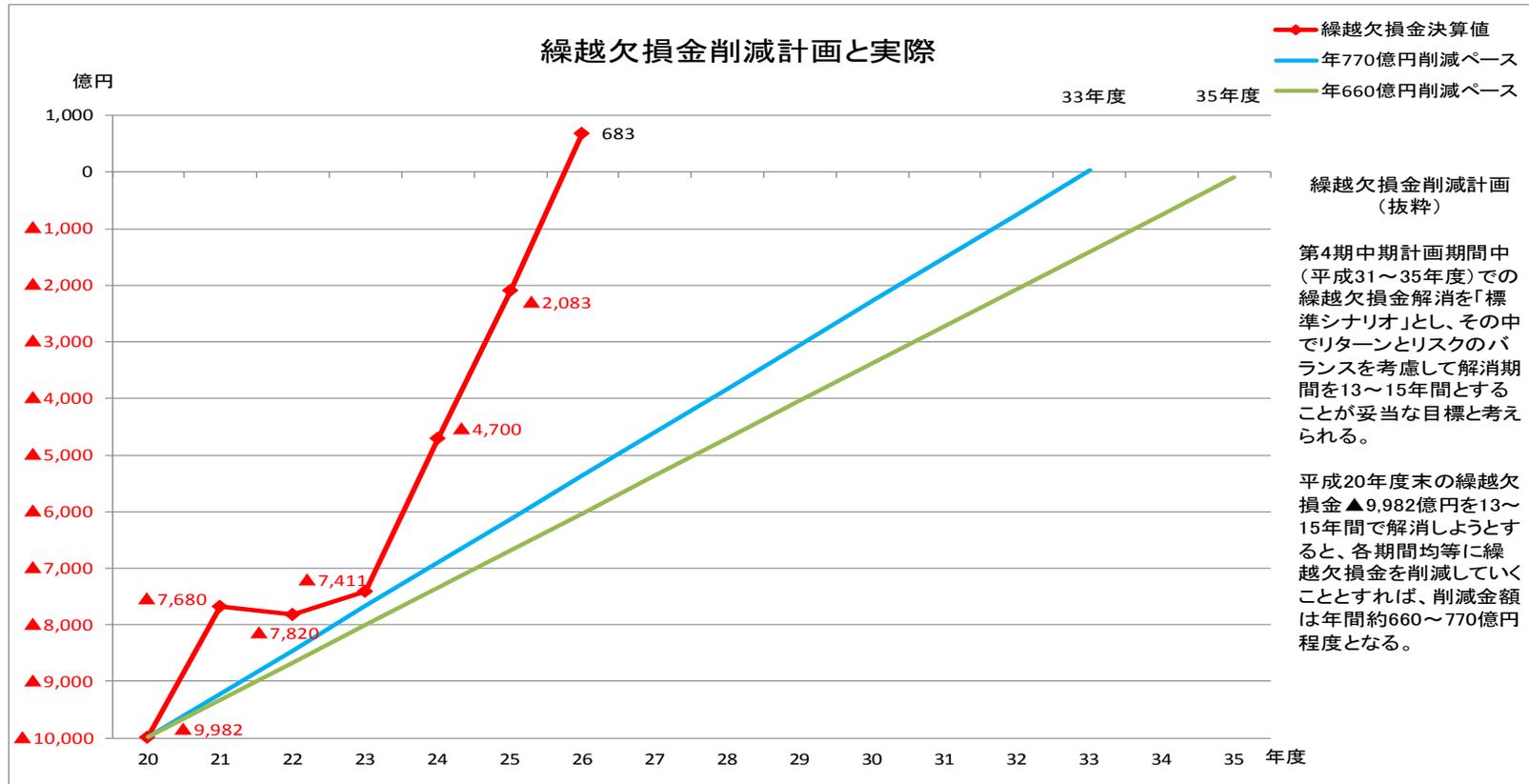
### ③「予定利率と決算利回り」及び「損益と剰余金・欠損金」の推移

- 運用利回り実績は、市場環境の改善により、予定利率（1.0%）を上回っている。平成26年度の運用利回りは4.30%、過去5年間（平成22～26年度）の平均運用利回りは3.11%。



## ④ 繰越欠損金削減計画

- 平成20年度末に欠損金が9,982億円となった際に、「繰越欠損金解消計画」を策定し、欠損金解消に努めてきた。
- 市場環境の改善に伴い、共済掛金の運用収入によって、平成26年度末に計画を前倒して欠損金を解消し、683億円の利益剰余金が発生。



| 年度          | 20     | 21     | 22     | 23     | 24     | 25     | 26     | 27     | 28     | 29     | 30     | 31     | 32     | 33     | 34   | 35  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|-----|
| 繰越欠損金決算値    | ▲9,982 | ▲7,680 | ▲7,820 | ▲7,411 | ▲4,700 | ▲2,083 | 683    |        |        |        |        |        |        |        |      |     |
| 年770億円削減ペース | ▲9,982 | ▲9,212 | ▲8,442 | ▲7,672 | ▲6,902 | ▲6,132 | ▲5,362 | ▲4,592 | ▲3,822 | ▲3,052 | ▲2,282 | ▲1,512 | ▲742   | 28     |      |     |
| 年660億円削減ペース | ▲9,982 | ▲9,322 | ▲8,662 | ▲8,002 | ▲7,342 | ▲6,682 | ▲6,022 | ▲5,362 | ▲4,702 | ▲4,042 | ▲3,382 | ▲2,722 | ▲2,062 | ▲1,402 | ▲742 | ▲82 |

## 2. 問題意識（課題）

- ① 今後も、市場環境が順調に推移した場合には、運用利回りは予定利率を上回ることが見込まれる。一方、環境が大きく変動すれば、欠損金が発生する可能性がある。
- ② 現行制度では、剰余の発生が見込まれる場合、剰余の全額を付加共済金として支給することになる。その場合、付加共済金の支給額に対して責任準備金が引き当てられた後、現在の共済契約者に共済金等を支給する際に併せて支給される。一方、欠損金が生じた場合は、責任準備金の取崩し等を行われず、翌年度以降の運用収入等により補填する。
- ③ すなわち、剰余金はそのときの共済契約者へ、欠損金は翌期以降に繰り越される仕組みとなっている。
- ④ 実際、付加共済金制度の発足（平成8年の施行）時に既に繰越欠損金が発生しており、以後、繰越欠損金が解消されなかったことから、現在に至るまで共済契約者には付加共済金は支給されていない。
- ⑤ このような状況を緩和するとともに、欠損金発生の可能性を抑制して共済制度の信頼性を高めるために、現行制度の付加共済金の原資である剰余金の中から、一定額を留保する措置が必要と認識。

## 【参考】付加共済金について

- 付加共済金の支給率

付加共済金の支給率は、経済産業大臣が、各年度ごとに、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに中小企業政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている。（小規模企業共済法第9条第5項）。

経緯等：付加共済金の支給は、平成6年の法律改正において、予定利率を引き下げる改正を行ったことを受け、予定利率を上回る利益が生じた場合には、契約者に配当する生命保険の配当と類似の「付加共済金」制度を導入。

# 【参考】付加共済金について

## ● 付加支給率の計算方法

【参考】付加共済金の支給率を決定するための計算方法

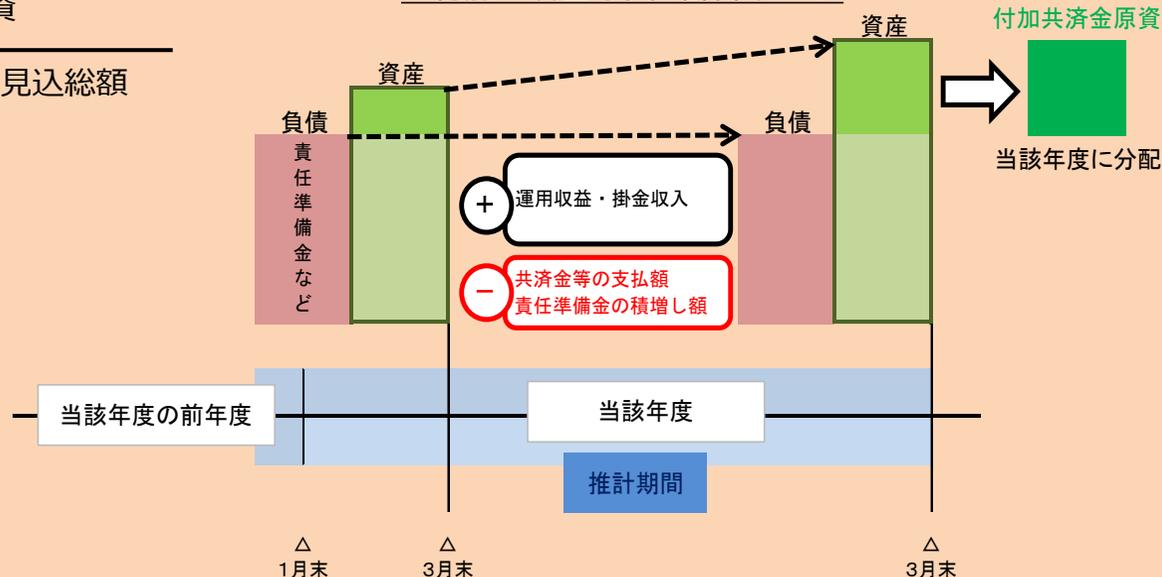
### (1) 「支給率の基準となる率」の算定

$$\text{支給率の基準となる率} = \frac{\text{付加共済金原資}}{\text{仮定共済金等の発生見込総額}}$$

### (2) 付加共済金原資の算定（分子）

- イ 当該年度の運用収入・掛金等収入
- －ロ 当該年度の共済金等の支払に充てる額
- －ハ 当該年度末以降の共済金等の支払に充てるため、当該年度の前年度末の責任準備金に積み増す額
- ＋ニ 当該年度の前年度の年度末の剰余金

※付加共済金原資の計算イメージ



### (3) 仮定共済金等の発生見込総額（分母）

仮定共済金等（※1）の発生見込総額は、当該年度の仮定共済金等の額に脱退事由別の将来発生割合を乗じたものの合計。

※1 仮定共済金等：すべての共済契約者が基準月（※2）において脱退したと仮定した場合の基本共済金等の額。

※2 基準月：掛金納付月数が「36月」又は「36月+12月の整数倍」となる月。

### 3. 「小規模企業共済制度の在り方検討会」（中小機構）

#### ①「小規模企業共済制度の在り方検討会」概要

目的：繰越欠損金の解消が視野に入った今、新たな運用目標を定める必要がある。資産と負債両面の状況を把握したうえで、時価変動への対応、付加共済金制度の在り方等について、共済制度を運営する中小機構としての意見の取りまとめを実施。

有識者による検討会を4回開催。

- ①平成27年2月17日（火）、②平成27年4月23日（木）、
- ③平成27年7月3日（金）、④平成27年10月16日（金）

#### 小規模企業共済制度の在り方検討会 委員名簿

|           |                                      |
|-----------|--------------------------------------|
| 委員長 浅野 幸弘 | 横浜国立大学 名誉教授                          |
| 瓜生 健太郎    | 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 弁護士                  |
| 大橋 和彦     | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授<br>日本ファイナンス学会 会長 |
| 坂本 純一     | 株式会社野村総合研究所<br>金融ITイノベーション研究部 主席研究員  |
| 墳崎 敏之     | アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士                |
| 村上 正人     | 株式会社みずほ年金研究所 理事長                     |

## ②中小機構の意見

- 「小規模企業共済制度の在り方検討会」での議論を踏まえ、中小機構の意見を要望書として中小企業庁に提出。

### 中小機構 要望書「小規模企業共済制度の健全な運営のために今後必要となる措置」

1. 金利や価格の変動等によって損失を被った場合の備えとして、積立金を積み立てる必要がある。この積立金は、経理上純資産の部に計上し、損失が生じたときに減額して整理する。
2. この積立金は、平成35年度末に約3,200億円～5,000億円の積立てを行うことを目標とする。
3. 積立金の財源を確保するため、付加共済金原資の水準を現状の概ね半額とする。
4. 上記「2.」「3.」を実現するために、資産の期待収益率を2%前後としてポートフォリオを組成する。
5. 上記「2.」～「4.」に関しては、今後の積立金の積立状況やシミュレーションの前提条件の変化等に対応して、適切に見直す。
6. 以上に関し、所要の法令改正を行う。

## 4. 今後の対応方針のための論点

- 中小機構の意見について、小規模企業共済制度の安定的な財政運営を図る観点から、次の3つの論点について再整理。

論点1. 一定額以上の剰余金（リスクバッファ）の積立の必要性について

論点2. リスクバッファの積立方法と積立水準（積立額）について

論点3. 平成28年度の付加共済金の計算について

## 4-1. 今後の対応方針のための論点（論点1）

- 一定額以上の剰余金（リスクバッファ）の積立の必要性について

これまでは、欠損金の解消を目的として、各年度の利益の全額を欠損金の解消に充ててきた。今回、欠損金が解消して剰余金が発生した状況に至り、今後の付加共済金の支給についてどのように対応するのか。



- ①現在の小規模企業共済制度には、資産運用のリスク等により生じる損失に対応できる積立金がない。そのため、市場の動向によっては、再び欠損金が発生して、長期にわたり付加共済金が支給されない状況が続く可能性がある。そうしたリスクへの備えをすることで、共済契約者の世代間の公平性や、制度の信頼性を保つことが重要。
  - ②過去に多額の累積欠損金を抱える状況があったことを踏まえると、今後、再び多額の累積欠損金が発生することがないように、一定額の剰余金を確保することが必要。
- 以上から、剰余金や今後生じる運用益を原資として積立を行うことが、共済契約者の負担等の観点から適切ではないか。

## 4-2. 今後の対応方針のための論点（論点2）

- リスクバッファの積立方法と積立水準（積立額）について

リスクバッファの積立方法についてどう考えるべきか。



- ①リスクバッファによる財政の安定化に配慮しつつも、付加共済金は共済契約者の期待利益であるため、その支給について図っていくことも必要。
- ②なお、中小企業退職金共済制度では、付加退職金の原資を1 / 2とする措置を取っている。  
→これらを踏まえ、当面、剰余金のうち1 / 2に相当する額を付加共済金の原資とし、残り1 / 2に相当する額を積立金に当てることとしてはどうか。

## 4-3. 今後の対応方針のための論点（論点2）

（つづき）

- リスクバッファの積立方法と積立水準（積立額）について

期待収益率の水準についてはどう考えるか。

目指すべきリスクバッファの積立額（積み立て目標額）はどうするか。



- ①リスクバッファの積立をしつつ、付加共済金の支給を実現するためには、予定利率1.0%を上回る期待収益率の設定が必要。
- ②現在の物価目標の考慮が必要。  
→以上から、期待収益率の水準は、現行と同水準の「2%」程度とするのが適切ではないか。
- ③期待収益率（約2%）を前提に、価格変動リスク（2σ水準）及び過去に発生した欠損金の増加額約5,000億円（※）を想定すると、約3,200億円～約5,000億円の積立が必要と考えられる。
- ④機構の試算によると、期待収益率2%で、剰余金の1/2水準をリスクバッファとして積み立てた場合、第4期中期目標期間（平成31～35年度）中に約3,200億円の積み立てが期待できる。  
→以上から、期待収益率を約2%とし、約3,200億円～約5,000億円の積立を当面の目標とすることとしてはどうか。

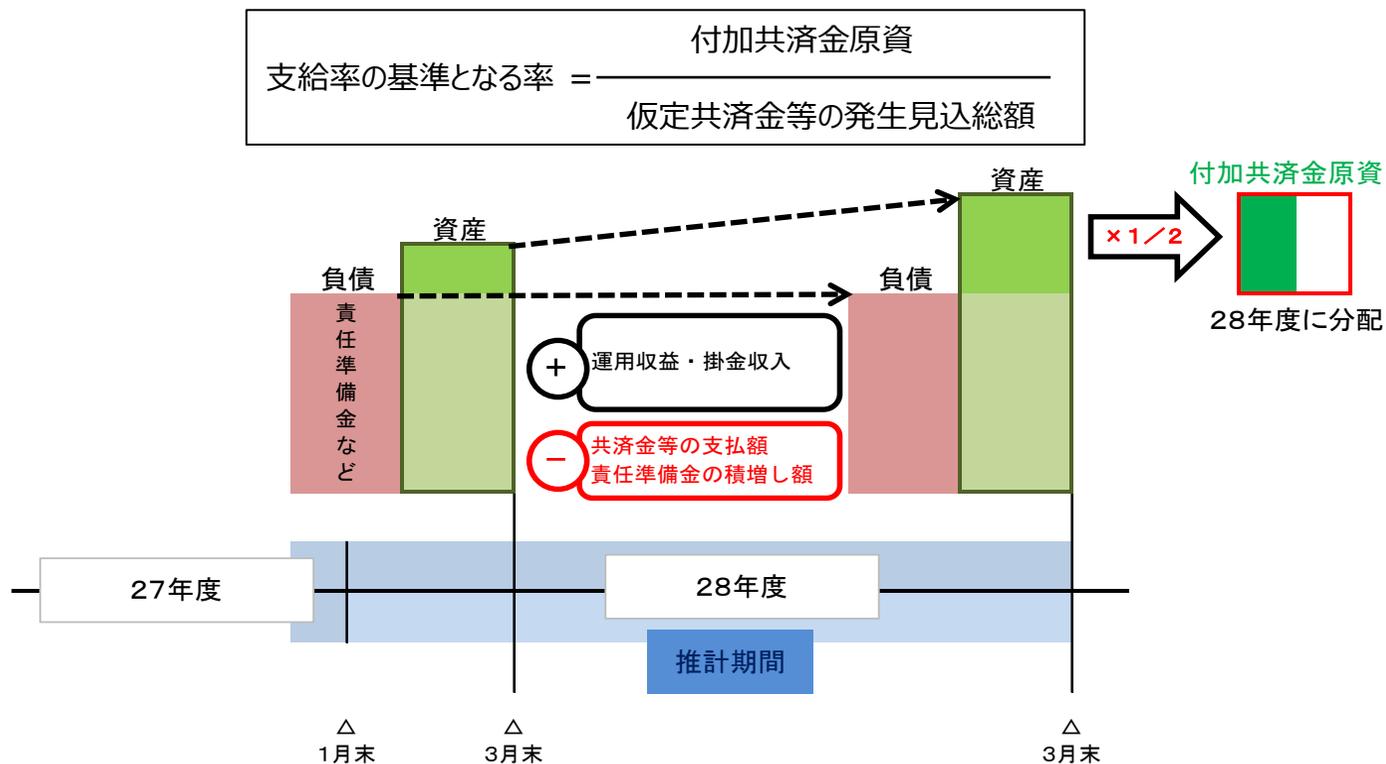
※平成19～20年度における欠損金の増加額が4,956億円。

## 4-3. 今後の対応方針のための論点（論点3）

- 平成28年度の付加共済金の計算について

平成28年度の付加共済金の計算についてどのように考えるか。

- 論点1, 2の考え方を踏まえて、分子となる「付加共済金の原資」を剰余金の1/2として、支給率を算定することとしてはどうか。



## 【参考】中小企業退職金共済制度の取組み

- 「中小企業退職金共済制度」（独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営）  
中小企業退職金共済制度は、昭和34年に創設された、中小企業の従業員のための退職金制度。小規模企業共済制度と同様に、基本退職金に付加退職金を加えた二階建構造としている。
- 付加退職金制度は平成3年に創設し、平成15年度以降では、これまでに5回支給を決定している。
- 中小企業退職金共済制度では、現在、共済財政の安定化を図る（繰越欠損金が発生することを防止する）ため、次のような剰余金の積立てを実施。
  - （1）平成29年度までを目途に剰余金として3,500億円を積み立てることとし、毎年度の目標額（単年度目標額）を600億円とする。
  - （2）（1）を前提に、各年度で生じた利益を基本的に次のように処理する。
    - ①利益の見込額が1,200億円を下回る場合  
利益の見込額のうち、単年度目標額に相当する額を控除し、残額を付加退職金に充てる。
    - ②利益の見込額が1,200億円を上回る場合  
利益の見込額の1/2を剰余金として積み立て、残りの1/2に相当する額を付加退職金に充てる。

## 5. 今後の対応について

- ① 積立実施を前提とした付加支給率の算定方法及び中小機構の決算における処理方法等、今後の制度の具体的な実施方法を精査する。  
→必要に応じて、小規模企業共済法施行規則等の見直しも検討。
- ② 平成28年3月 平成28年度の付加支給率に係る審議（共済小委員会）  
→付加共済金の支給率に係る計算を行い、平成28年度の付加支給率について諮問する。
- ③ 中小機構は、積立実施を前提として、資産運用委員会の助言を受けながら、基本ポートフォリオ、期待収益率等の見直しを行う予定。
- ④ なお、運用環境の変化等があった場合には、積立の実施方法等を適切に見直すこととする。